

神戸市外国語大学教員選考基準

本学に勤務する教授，准教授，講師，助教（以下「教員」という。）の採用及び昇任についての選考基準を，神戸市外国語大学教員選考委員会規程（大学規程第 38 号）第 3 条に基づき，次のとおり定める。

（総則）

第 1 条 教員の選考は，人格，学歴，職歴及び研究上並びに教授上の業績等に基づいて行なわなければならない。

（教授）

第 2 条 教授は，前条に定めるところに従い，次の各号の一に該当し，教育研究上の能力があると認められる者の中から選考する。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し，研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学（短期大学を除く。以下同じ。）において，教授の経歴のある者
- (4) 大学において准教授の経歴があり，教育研究上の業績があると認められる者
- (5) 体育等については，特殊の技能に秀で，教育の経歴のある者
- (6) 専攻分野について，特に優れた知識及び経験を有する者

（准教授）

第 3 条 准教授は，第 1 条に定めるところに従い，次の各号の一に該当し，教育研究上の能力があると認められる者の中から選考する。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において准教授又は専任の講師の経歴のある者
- (3) 大学において 3 年以上助教（ただし，2007 年 3 月 31 日以前において助手として在職した期間については助教としての在職期間とみなす。この場合において，大学卒業後直ちに助手として採用された者については，最初の 2 年間で 1 年と計算する。）又はこれに準ずる職員としての経歴がある者
- (4) 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- (5) 研究所，試験所，検査所等に 5 年以上在職し，研究上の業績があると認められる者
- (6) 専攻分野について，特に優れた知識及び経験を有する者

（講師）

第 4 条 講師は，第 1 条に定めるところに従い，次の各号の一に該当する者の中から選考する。

- (1) 第 2 条又は前条に規定する教授又は准教授に選考されることができる者
- (2) その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者

（助教）

第 4 条の 2 助教は，第 1 条に定めるところに従い，次の各号の一に該当し，教育研究上の能力があると認められる者の中から選考する。

- (1) 第 2 条各号又は第 3 条各号のいずれかに該当する者
- (2) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (3) 専攻分野について，知識及び経験を有すると認められる者

附 則

1 この規程は，1954 年 7 月 21 日から施行する。

2 この規程による教員任用（採用及び昇任）の手続きは，別に定める神戸市外国語大学教員選考委員会規程による。

（略）

附 則

この規程は，1991 年 9 月 4 日から施行する。

附 則

この規程は，2007 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は，2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。